

改 正 案	現 行
<p><del>地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件</del></p> <p>昭和四十年十二月十八日 建設省告示第三千四百十一号</p> <p><del>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二百二十九条の二の七</u>までの規定に基づき、<u>地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を次のように定める。</u></del></p> <p><del>第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）<u>第二百二十九条の二の七第一号</u>の規定に規定する冷却塔設備の防火上支障のない構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。</del></p> <p>一 充てん材を硬質塩化シリル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」といふ。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を難燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化シリル板（日本工業規格 A 11311（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法</p>	<p><del>地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の構造の基準及び防火上支障のない構造</del></p> <p>昭和四十年十二月十八日 建設省告示第三千四百十一号</p> <p><del>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二百二十九条の二の四第一号及び第二号</u>の規定に基づき、<u>地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の構造の基準及び防火上支障のない構造を次のように定める。</u></del></p> <p><del>第一 冷却塔設備は、昭和五十六年建設省告示第千一百一号第一及び第二に定めるようにしよらなければならない。この場合において「<u>屋上水槽</u>」とあるのは、「<u>冷却塔</u>」と読み替えるものとする。</del></p> <p><del>第二 冷却塔設備の主要な部分を不燃材料以外の材料で造る場合は、次の各号の一に該当する構造としなければならない。</del></p> <p>一 充てん材を硬質塩化シリル、難燃処理した木材その他これらと同等以上の難燃性を有する材料（以下「難燃性の材料」といふ。）とし、ケーシング（下部水槽を含む。以下同じ。）を不燃材料、準不燃材料又は強化ポリエステル板、硬質塩化シリル板その他これらに類する材料で昭和四十五年建設省告示第百一</p>

）一九四四に規定する難燃三級のものに限る。）若しくは加熱による変形性、燃焼性及び排気温度特性についてこれらと同等以上の防火性能を有する材料（以下「難燃材料に準ずる材料」といづ。）であるもので造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの

二 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を準不燃材料で造つたもの（難燃材料に準ずる材料で造つたケーシングの表面を準不燃材料で覆つたものを含む。）で次のイ及びロに該当するもの

イ 冷却塔の容量が三三四百キロワット以下（冷却塔の容量が三三四百キロワットをこえる場合において、その内部が、容量三三四百キロワットにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。）であるもの

ロ ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

三 ケーシングを難燃性の材料で造つたもので、冷却塔の容量が四五百キロワット以下であるもの

第二 令第二百十九条の二の七第一号に規定する建築物の他の部分までの距離は、次に定める構造の冷却塔から他の冷却塔（当該冷却塔の間に防火上有効な隔離が設けられているものを除く。）までにあつては二メートルとし、建築物の開口部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合を除く。）までにあつては三メートルとする。

一 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを難燃材料に準ずる材料で造り、その他の主要な部分を準不燃材料で造ること。

号の第一に規定する防火性能を有する材料であるもので造り、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの

二 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもの（昭和四十五年建設省告示第百一十号の第一に規定する防火性能を有する材料で造つたケーシングの表面を不燃材料又は準不燃材料でおおつたものを含む。）で次のイ及びロに該当するもの

イ 冷却塔の容量が七百五十冷却トン以下（冷却塔の容量が七百五十冷却トンをこえる場合において、その内部が、容量七百五十冷却トンにつき一以上に防火上有効に区画されているときを含む。）であるもの

ロ ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが二十六ミリメートル以下の金網を張つたもの

三 充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、ケーシングを昭和四十五年建設省告示第百一十号の第一に規定する防火性能を有する材料で造り、その他の主要な部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたもので次のイからニまでに該当するもの

II 冷却塔の容量が、1100キロワット以下（冷却塔の容量が、1111キロワットを超える場合において、その内部が、容量1111キロワットにつき1以上に防火上有効に区画されていることを含む。）であること。

III ケーシングの開口部に綱目又は呼称綱目の大きさが、11センチメートル以下の全綱を張ったもの。

III 令第五十九条の二第七第三号に規定する建設大臣が定める温風が、11度以下であること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

の

I 冷却塔の容量が五百キロワット以下（冷却塔の容量が、五百キロワットを超える場合において、その内部が、容量五百キロワットにつき1以上に防火上有効に区画されていることを含む。）であるもの

II 冷却塔が1以上ある場合においては、冷却塔相互の間隔が1メートル以上であること。ただし、防火上有効な隔離が設けられている場合は、この限りでない。

III ケーシングの開口部に綱目又は呼称綱目の大きさが、11センチメートル以下の全綱を張ったもの。

III 建築物の開口部から1メートル以上離れていること。ただし、当該開口部に建築基準法施行令第百九条第一項に規定する防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

IV ケーシングを難燃性の材料で造ったもので、冷却塔の容量が100キロワット以下であるもの